

付 議 第 5 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定による子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求める。

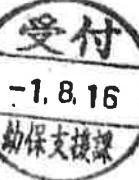
高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。



別 紙



元高行管第 176 号
令和元年 8 月 16 日

高知県教育長 伊藤 博明 様

高知県知事 尾崎 正直

事務委任の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、貴委員会に委任している事務について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の改正に伴い、その内容を下記のとおり改めることについて協議します。

記

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い新たに行うこととなる事務について、貴委員会が所管する事務と一体となって執行することがより効果的かつ効率的であるため。

3 改正年月日

令和元年10月1日

改正の内容

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に関する次に掲げる事務

- (1) 子ども・子育て支援給付のうち子育てのための施設等利用給付に関する調査等(法第15条第1項及び第2項(これらの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。))
- (2) 同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の援助(法第58条の7第2項において準用する法第37条第2項)
- (3) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第58条の9第2項、第3項及び第6項)
- (4) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったことの認定(法第58条の10第1項第2号)
- (5) (2)から(4)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援施設等及び特定子ども・子育て支援提供者に関する事務

※この事務の追加などに伴い改正を行う事務の委任に関する告示の改正内容については、別添の告示案及び新旧対照表のとおりです。

委任事務の内容（下線を引いた箇所が追加等の改正を行う箇所）

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に関する次に掲げる事務

- (1) 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する調査等(法第15条第1項及び第2項(これらの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。))
- (2) (1)に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援給付に関する事務
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの届出の受理(法第31条第3項(法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第30条(府令第32条において準用する場合を含む。))
- (4) 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助(法第37条第2項)
- (5) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第39条第2項及び第5項)
- (6) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定(法第40条第1項第2号)
- (7) 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第41条)
- (8) 同一の特定地域型保育事業者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定地域型保育事業者に対する助言その他の援助(法第49条第2項)
- (9) 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第53条)

- (10) 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等(法第55条第2項第3号及び第3項から第5項まで並びに府令第46条)
- (11) (10)の届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等(法第56条第1項から第4項まで及び府令第47条)
- (12) (10)の届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等(法第57条及び府令第48条)
- (13) その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等(法第58条並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第22条及び府令第49条から第53条まで)
- (14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に関する事務
- (15) 同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の援助(法第58条の7第2項において準用する法第37条第2項)
- (16) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第58条の9第2項、第3項及び第6項)
- (17) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったことの認定(法第58条の10第1項第2号)
- (18) (15)から(17)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援施設等及び特定子ども・子育て支援提供者に関する事務子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に関する次に掲げる事務

告

示

高知県告示第 号

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)中「教育・保育給付」を「教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」に、「第2項」を「第2項（これらの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(11)中「第4項まで」を「第4項まで及び府令第47条」に改め、1中

「(14)(3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事務」

を

「(14)(3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に関する事務

(15) 同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の援助（法第58条の7第2項において準用する法第37条第2項）

(16) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理（法第58条の9第2項、第3項及び第6項）

(17) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったことの認定（法第58条の10第1項第2号）

(18) (15)から(17)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援施設等及び特定子ども・子育て支援提供者に関する事務

に改める。

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正

（行政管理課）

新　　旧

表　　照

新

表

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任(抜粋)

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任(抜粋)

1 委任する事務

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に関する次に掲げる事務
(1) 子ども・子育て支援給付のうち子どもたちのための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する調査等(法第15条第1項及び第2項(これららの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。))

(2) (1)に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援給付に関する事務
(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの届出の受理(法第31条第3項(法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第30条(府令第32条において準用する場合を含む。))
(4) 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助(法第37条第2項)
(5) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の

1 委任する事務

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に関する次に掲げる事務
(1) 子ども・子育て支援給付のうち子どもたちのための教育・保育給付に関する調査等(法第15条第1項及び第2項)

(2) (1)に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援給付に関する事務
(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの届出の受理(法第31条第3項(法第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第32条第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第30条(府令第32条において準用する場合を含む。))
(4) 同一の特定教育・保育施設の設置者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定教育・保育施設の設置者に対する助言その他の援助(法第37条第2項)
(5) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をしないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定教育・保育施設の

- 設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第 39 条第 2 項及び第 5 項)
- (6) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定(法第 40 条第 1 項第 2 号)
- (7) 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第 41 条)
- (8) 同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定地域型保育事業者に対する助言その他の援助(法第 49 条第 2 項)
- (9) 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第 53 条)
- (10) 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等(法第 55 条第 2 項第 3 号及び第 3 項から第 5 項まで並びに府令第 46 条)
- (11) (10) の届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等(法第 56 条第 1 項から第 4 項まで)
- (12) (10) の届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等(法第 57 条及び府令第 48 条)
- (13) その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等(法第 58 条並びに子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 22 条及び府令第 49 条から第 53 条まで)
- (14) (3) から (13) までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に関する事務

- 設置者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第 39 条第 2 項及び第 5 項)
- (6) 特定教育・保育施設の設置者が適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったことの認定(法第 40 条第 1 項第 2 号)
- (7) 特定教育・保育施設の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第 41 条)
- (8) 同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定地域型保育事業者に対する助言その他の援助(法第 49 条第 2 項)
- (9) 特定地域型保育事業者の確認等に係る市町村長からの届出の受理(法第 53 条)
- (10) 業務管理体制の整備に関する事項に係る特定教育・保育提供者からの届出の受理等(法第 55 条第 2 項第 3 号及び第 3 項から第 5 項まで並びに府令第 46 条)
- (11) (10) の届出を行った特定教育・保育提供者に対する報告の徴収及び立入検査等(法第 56 条第 1 項から第 4 項まで)
- (12) (10) の届出を行った特定教育・保育提供者に対する措置勧告及び措置命令等(法第 57 条及び府令第 48 条)
- (13) その提供する教育・保育に係る教育・保育情報に係る特定教育・保育提供者からの報告の受理等(法第 58 条並びに子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 22 条及び府令第 49 条から第 53 条まで)
- (14) (3) から (13) までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者に関する事務

(15) 同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の援助

(法第58条の7第2項において準用する法第37条第2項)

(16) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理(法第58条の9第2項、第3項及び第6項)

(17) 特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったことの認定(法第58条の10第1項第2号)

(18) (15)から(17)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援施設等及び特定子ども・子育て支援提供者に関する事務

2・3 略

2・3 略

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案説明

(1) 協議の内容

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の成立（令和元年10月1日施行）に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が一部改正され、子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。そのことに伴い、委任されている事務の内容を追加しようとするものである。

※参考

・子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、現行の給付制度（子どものための教育・保育給付）で対応できない施設・事業を利用する子どもに対し、新たに給付を行うものとして創設された。

対象となる施設・事業は、新制度未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業である。

(2) 改正年月日

令和元年10月1日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

② 支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けるもの

・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供

・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行つため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時效等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

・ 令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援制度の概要

※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付 その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第8条)

子ども・子育て支援給付(第8条)
その他の子ども及び子どもを養育している者
(に必要な支援)

子どもそのための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一元化、学校及び児童福祉施設としての法的立位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型 保育所型 地方
保育所 裁量型

幼稚園 3～5歳 保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福利法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育
居宅訪問型保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園・外保育施設
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

仕事・子育て両立支援事業
(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

企業主導型保育
事業

=>事業所内保育を中心とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
=>繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

地域子ども・子育て支援事業
(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

利用者支援事業

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等
・養育支援訪問事業等
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊娠健診
・実費徴収に係る補足給付を行つ事業
(幼稚園・未移行)における低所得者世帯等の子ども
の食料費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ)
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※ 国定こども園(国立・公立大学法人
立)も対象(第7条第10項第1号)

市町村主体

国主体

子ども・子育て支援法の改正に伴う告示内容の改正について

事務の番号	委任する事務の内容	改正内容	その他
(1) 【改正】	子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付に関する調査等	子育てのための施設等利用給付を追加 無償化の給付制度の新設(幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等に係る無償化など)に伴うもの。	
(11) 【改正】	(10)の届出(業務管理制度の整備に係る事項に係る特定教育・保育提供者からの届出)を行った特定教育・保育提供者に対する報告の収取及び立入検査等	根拠規定に関連する規定である子ども・子育て支援法施行規則(府令)第47条の規定を追加。 他の委任事務((10)、(12)及び(13)の事務)との並びをそろえ、(11)の事務に關連する根拠規定の追加を行うもの。	
(14) 【改正】	(3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する事務	委任する事務の対象者に「特定教育・保育施設の設置者」を追加 委任する事務の対象者に「特定子ども・子育て支援施設の設置者」がこれまで規定されていなかつたこと 委任する事務の対象となる特定子ども・子育て支援施設の設置者が、「特定教育・保育提供者」ではなく「特定教育・保育提供者」は、「子ども・子育て支援施設の設置者」及び「特定地域型保育事業者」としていること 以上により、事務の対象を正確に規定するもの。	
(15) 【新規追加】	同一の特定子ども・子育て支援提供者について2以上の市町村長が連絡調整又は授業を行う場合における当該市町村相互間の連絡調整及び当該特定子ども・子育て支援提供者に対する助言その他の権助	新たに無償化の対象となる特定子ども・子育て支援提供者(幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の事業を行う者で、市町村の確認を受けた者)に関する事務を追加するもの	
(16) 【新規追加】	特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと市町村長が認める旨及び市町村長が特定子ども・子育て支援提供者に対して措置命令をした旨の市町村長からの通知の受理	新たに無償化の対象となる特定子ども・子育て支援提供者(幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の事業を行う者で、市町村の確認を受けた者)に関する事務を追加するもの	
(17) 【新規追加】	特定子ども・子育て支援提供者が適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができないとなったことの認定	新たに無償化の対象となる特定子ども・子育て支援提供者(幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の事業を行う者で、市町村の確認を受けた者)に関する事務を追加するもの	
(18) 【新規追加】	(15)から(17)までに掲げる事務のほか、特定子ども・子育て支援提供者に関する事務	新たに無償化の対象となる特定子ども・子育て支援提供者(幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の事業を行う者で、市町村の確認を受けた者)に関する事務を追加するもの	